

第8回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 2 . 2 2

14:00 ~ 16:00

於：601特別委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

意見聴取団体：三重県食品産業振興会、三重県養鶏協会、三重県農薬商業協同組合、三重県肥料商業組合、三重県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会三重県本部

事務局：大森政策法務監、稲葉副課長、畑中主幹、早川主事

日沖座長 それでは、時間となりまして、ただいまから第8回の食の安全・安心の確保に関する条例検討会を開催いたします。委員の皆様には、スケジュール多忙な中お集まり、ご苦労さまでございます。

昨日に引き続きまして本日も、さきに公表いたしました三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案に対する関係者の皆様からの意見の聴取を行いたいと思います。

本日は、三重県食品産業振興会様、三重県養鶏協会様、三重県農薬商業協同組合様、三重県肥料商業組合様、三重県農業協同組合中央会様、全国農業協同組合連合会三重県本部様の6団体を代表される方々にご出席をいただき、それぞれのご意見を表明いただくことといたしました。

関係者の皆様からご意見をお聴きする前に、まず、各委員に進め方について改めて申し上げさせていただきますけれども、基本的に昨日と同様でございます。意見の表明は個別に入れ替わりで行っていただきます。意見表明は30分以内といたします。その時間内に意見の発表をいただき、意見に関して確認等を行う必要があると委員が判断する場合には、補充質問をしていただきますが、それも含めて30分以内というふうにいたします。

なお、いただいたご意見に対する議会としての見解、考えは、後日パブリックコメントでのご意見と一括してお示しすることといたしておりますので、ご了解をお願いいたしたいというふうに思います。この聴取会におきましては、確認等の簡単なやりとりは、その場面で必要かと思っておりますけれども、基本的にお答えはパブリックコメントと一括して正式に後程させていただくことになってまいりますので、委員の皆様方には改めてご了解をいただきたいというふうに思います。

1 三重県食品産業振興会

日沖座長 それでは、既にお入りをいただいておりますけれども、最

初の意見表明は、三重県食品産業振興会さんでございます。本日は、お忙しい中をこの聴取会にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

先程委員の方に説明をしたわけでございますけれども、始めさせていただく前に申し上げさせていただきまして、スケジュールが過密になっておりまして、他の団体さんもございます、制限時間が30分となっております。恐縮ですけれども、先程委員に申し上げましたように、その時間内に意見表明と委員からの質問への答えをお願いいたします。

なお、当方に対する質問につきましては、質問形式でいただいている部分もあるわけなんですけれども、これも先程申し上げましたように、今パブリックコメントというものをやっております、後日、ホームページ上でそれも含めながら正式にご回答させていただくという形式になってございますので、了承いただきたいと思っております。ただ、お互いの内容の確認なり、必要に応じてやりとりの部分もあるかと思っておりますけれども、基本的な形だけご了承いただきたいというふうに思っております。

では、着席のまま進めさせていただきたいと思っておりますので、それでは、早速よろしくお願いたします。

三重県食品産業振興会(以下「振興会」という。) 私、太陽化学の山崎でございます。現在、三重県食品産業振興会の会長をここ七、八年させていただいております。今回こうすることで、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の骨子案につきまして、意見を申し上げさせていただきまして、本当にありがたいと思っております。

お手元の方に出させていただいていると思っておりますけれども、ご案内いただきました骨子案につきまして、私どもなりにと申しますか、意見を申し上げさせていただきましたのが、3枚提出させていただいていると思っております。

従いまして、ここに細かいことを書いておりますので、さっき委員長さんの仰いましたように時間もございませんので、前文についてお願いとか、そういうことではなしに、まとめましてお願いしたいと思っております。

1、2、3、ずっと17までございますけれども、後で読んでみましたら、順番がちょっと狂っているような気がいたしましたので、後先になりますけれども、意見を申し述べさせていただきます。

まず、1ページ目の3でございますが、意見を申し上げます前に、この前、資料2というのを頂戴いたしておりまして、県の方からご案内の、意見聴取の開催についてということで、資料2の2のところでございますが、今回は昨年一連の事案の発生により「揺らいだ県民の皆様の県産品に対する安心・安全に関する信頼を回復するとともに」というふうな書き出しをされております。それにつきましての私どもの意見といたしまして、この提出いたしました意見の3のところの「標題(タイトル)について」というふうに書かせていただいておりますが、「揺らいだ県民の皆様の県産食品に対し安全・安心に関する信頼を回復」とございませぬけれども、この条例は三重県又は三重県産いずれをお考えになっていらっしゃるのか。他の県も拝見いたしましたところ、こういうところもございませぬ

も、私どもとしましては、それをひっくるめて「みえ 食品の安全・安心」にした方が理解がしやすいのではなからうかと、そういうふうに思いましたので、標題は「みえ 食の安全・安心」というふうにしていただいた方が分かりやすいではなからうかというふうな気がいたしました。それが1つでございます。

次、この質疑の方のもう一つ上に、2でございますが、「何について、どうしたいのかが不鮮明」であるというふうな書き出しをさせていただきました。条文を全部拝見いたしますと、ここに書いておりますが、条例の後半からは、農林水産の一次産品に特化したような表現が見られます。

食の安全のもう一つの角度であります食品衛生の観点となります加工及び加工食品に付随した安全の確保に配慮した表記がございません。皆様方ご承知と思えますけれども、皆様方が日頃毎日食しておられる食べ物、朝、昼、晩の、多分奥様方がおつくりになっていらっしゃると思えますけれども、家庭の主婦の家計支出の食品に対する支出の75%が加工食品でございます。1次産品は25%、米、芋、大根もひっくるめて25%を支出しているだけでございまして、75%は加工された食品を、分かってか分からずか、ご主人たちはご承知かどうか知りませんけれども、加工された食品を食べさせられていると言ったら悪いんですけれども、そういう時代なんでございます。そういう時代に1次産品に特化したような書き方がございますので、ここに何か加工食品の安全に関するような配慮の表記をしていただいた方がよろしいんじゃないかなという気がいたします。

その前の前文の1もそうでございますけれども、骨子全体から、農林水産物に限られているように読める。加工食品がどのような位置付けで考えておられるのか不透明であります。例えば、の1、2、5においては、農林水産物とはっきり記載されておりまして、加工食品について何ら記載されていない。従いまして、加工食品という言葉はどこかのところにちゃんとはっきりしていただければいいんじゃないかなと。

ちなみに申し上げますけれども、三重県食品産業振興会のメンバーは現在約935社でございます。団体も入ります。団体12会員で、個別会員を入れて全部で935でございます。この構成は県の漁連さんとJAみえさんと、それから、いわゆる1次産品がございまして、それから2次産品の製粉でございまして、それから味噌、醤油、それから加工食品の煎餅からパン、洋菓子、うどんまで全部入っております。だから、1次産品から2次産品、3次産品まで入った団体でございます。ほか加工食品の部分も結構多うございますので、そのようなご提案を申し上げたわけでございます。

あと、4番目は、「意義」と書いてあるのは、本当は定義じゃないかなというようにございまして、5の方は、総則の2の定義でございますが、書き出しが「食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料」と、こういうふうにならずと書いてございまして、こういうのは、やはり食品関連事業者でもよろしいんですけれども、事業者だけでもいいと思えますし、通常は川上から川下の方にずっと書いていただいた方が分かりやすいと思えます。

すなわち、肥料、農薬とずっと始まりまして、食品もしくは添加物というふうにならずと容器包装その他も入ってよろしいわけですが、要は川上の方から、

1次産品の方から2次産品、3次産品の方にずっと流れとして書いていただければ分かりやすいんじゃないかなというふうな気がいたします。

「食品等」と書いてございますけれども、「等」は必要ないんじゃないかなと。食品のほかに何があるんですかということです。「食品等」は要らないんじゃないかなというふうな気がいたします。

それから、2ページ目でございますが、総則4の県の責務というところでございますが、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。ちょっと県の条例では簡単過ぎるんじゃないかなと。何を行うべきか、少なくとも次項「5 食品関連事業者の責務」、「6 県民の役割」のように、県として食品関連事業者に対してどのような責務があるのか。県民に対してどのような責務があるのかを記載すべきではないでしょうか。

また、この総則の7と9がございますが、7と9は県の責務の方に入れてもよろしいんじゃないかなというふうな気がいたします。別々でもよろしいんですけれども、それが6番目の意見でございます。

それから、7番目といたしまして、総則の5の食品関連事業者の責務というのは、これは「食品」というのをわざわざ書かなくても、「事業者」でよろしいんじゃないかなということでございます。

それから、8番目といたしまして、の基本的施策でございます。その監視指導体制の強化。「県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において」というふうにございますけれども、県産食品あるいは県内において生産、製造された食品等とした方がよいのではないのでしょうか。県外の食品にまで監視指導体制は及ばない。従いまして、県産食品あるいは県内において生産されたものでよろしいんじゃないのでしょうか。

理由は、県外の食品等については関係官庁に監視指導体制の強化を要望していくという文言を、逆に追加した方がよろしいんじゃないかなということでございます。それが1つでございます。

次、の基本的施策でございますが、その中の認証制度というのがございます。認証制度というのは調べてみますと、色々あるのですけれども、これによりまして、「又一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、」と書いてございます。どのような認証制度の場合をお考えになっいらっしゃるのか。三重県では、厚労省の見地からHACCPがございます。農水省からはJASがございますし、それから色々な有機でございますとか、色々な認証機関もございますけれども、その認証制度につきましてもう少し、三重ブランドもございますね。そのへんがはっきりしていないような気がいたします。

その次でございますが、10番目に書いてございます。食の安全・安心に関する措置、番目でございますが、「安全な農林水産物の供給」という欄でございます。ここにおきまして、はっきりとさっき一番最初に申し上げましたように、この条例は明らかに農林水産物の1次産品に対するものでございまして、加工食品のように行程を経過することにより危害リスクに対する表記が無いというのはどうしてなのでしょう。農水からの視点である県産の1次産品しか意識されていないんじゃないかなと。

赤福問題等、本条例施策の発端であるとするならば、加工食品まで含まなければならぬのではないのでしょうか。食品産業振興会としては特にそのへんをもう少し意識した書き方にしていただければなというような気がいたします。あまり自分らの手足を縛られたくはないんですけれども、やはり食の安全ということになれば、加工食品は、さっきから縷々申し上げておりますように、75%のお金を払っているわけですから、そちらの方にももう少しきちっとした形で書いていただければなというような気がいたします。

それから、12番目、自主回収の報告というのがございます。3ですね。「食品関連業者のうち、自ら生産し、採取し、製造し、...直接県民に販売することを主として営むものについては、(1)の規定は適用しない」ということでございますけれども、これは自主回収の報告の(2)のところの食品関連事業者のところでございますけれども、ここに私どもの意見として書かせていただいておりますのは、「行商、朝市などで販売される事業者を意識した表現で、配慮は大変良く判ります。が、県民の生命財産を守るのであれば、採れたてであっても、金品の対象として提供される以上、安全の担保の上に成り立っており、「事件・事故」が起これば回収・報告をさせることにしなければ、食中毒事故のように「小さい発生件数であれば問題視ない」は、今回のような「中国ギョーザ薬物事故」のように大きく後手に回る心配はありませんか？」従いまして、この方のところにつきましては、こうしていただければありがたいなということでございます。

それから、次、13、回収に係る指導等、安全・安心の確保に関する措置の4でございますが、大量に製造されるものでは、第1次は、三重県外への販売であっても、流通業者を通じ、三重県内で販売されることがあると考えるべきでございますので、自主回収の報告義務に例外を設けるべきではないのではないのでしょうか。例えば、私どもの会社は全国に販売をしておりますので、特にそういうふうな考え方をさせていただいておりますけれども、ご検討いただけたらと思います。

次、安全・安心の確保に関する措置の5の立入検査でございますが、これも、農林水産物を出荷し、もしくは販売したときというふうに書かれておりますが、県内の加工食品については言及がございません。赤福のような事例では、食品等帳簿書類その他物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができるということが、これだけできないのではなからうかなというふうな気がいたします。

それから、最後でございますけれども、の附属機関でございます。附属機関の1の設置等、(2)のところの検討会議。検討会議ではちょっとインパクトが弱い。推進会議ぐらいの名前にされた方がよろしいんじゃないかなと。細かいことでございますけれども、感じました。

附属機関の2組織等の中に、(1)検討会議、(2)委員、それから消費者、食品関連事業者、学識経験者と、こういうふうに書かれておりますけれども、食品関連事業者というのはどこまでを言われるのか。先程から1次産品、2次産品、3次産品と申し上げておりますけれども、このへん、ちょっと不透明。さらに、食品は分析センターのような検査機関がございまして、そういうところは私ども

が創立しました三重県の食品分析センターというのが、今回赤福さんに対しても色々ご助言申し上げてきたわけでございます。日々食品の安全に関わっている機関でございますので、そういうところも食品関連事業者の中に入れるのかもはっきりするのか。検査機関という言葉がございませんので、お尋ねしたような次第でございます。

時間もそんなところでございますので、大体以上、申し上げたいことは申し上げたつもりでございます。一番お願いしたいのは、やはり加工食品をどういう位置付けをされるのかということをご検討板だければなというふうな気がいたします。時間でございますので、以上でございます。

日沖座長 ありがとうございます。それでは、委員側から、今いただきましたご意見に対しまして、ご確認なり質問されることがございましたら、お願いいたします。いかがですか、よろしいですか。何か確認いただいておりますか。追加で何か言っていただいておりますか。

振興会 三重県食品産業振興会で、ここ10年ぐらい、毎年まず5S運動、整理、整頓、清潔、清掃が食品の作業での一番であるということで、5S運動というのを推進しております、毎年2回ないし3回、年間で約7、80人ぐらいの受講者でやっております。

それと、その次には、これも数年前からHACCP、その講習も先般赤福でやっていただきました米本先生に数年前から毎年2回ずつ来ていただいて、講習会をやっております。それから、ISO関係の講習もずっとやってきております。残念ながら、赤福さんは会員ではございますけれども、出席は1回もしていただいておりませんでしたけれども、そういう活動を日々やりながら、食品というのは、食という字は、釈迦に説法でございますけれども、人を良くするというのが食でございます。人を良くする食をつくるために食品産業振興会は今後とも頑張りたいと思いますので、どうかひとつ。

昨今、農水省の方からの補助金が減ってしましまして、活動がだんだん狭まってまいりますので、それとさらに、何かクラスター事業をやれば補助金をやるよというふうな食品産業センターからのサジェスチョンがございましたので、一昨年から、私の専門でございますけれども、三重県産の食品を何とか健康を良くするものをつくろうと。私どもは卵、あるいはお茶からやってまいりましたように、もっと何かないのかなということで、漁協さんをお願いいたしましたところ、漁協の産物の中であおさの生産量が日本一だということでございますので、あおさクラスターを作ろうと。あおさを中心としたクラスター。

これは簡単な食品でございます。あおさ煎餅からあおさ饅頭からあおさ何とか等、コンニャクとかつくっていけばよろしいわけですがけれども、たまたま四日市に江南化工さんという会社がございまして、あおさの機能性を三重大学の鈴木教授とやっていらっしゃることがわかりましたので、入っていただきましたところ、あおさというのはヒトエグサとフタエグサがございしますが、その中のヒトエグサ、それが制がん作用があるということで、三重大学の鈴木先生と一緒に研究をして、

補助金を頂戴しているわけでございます。

もう一つ、それから、JAさんに何かないんですかと言いましたら、よその県にもございます三重県として一番面白いのがマコモじゃないかということでございます。ご承知のように、伊勢神宮の神職が座っていらっしゃる、全国の神職が座っていらっしゃる座布団は、あれはマコモでございまして、三重県の場合は、そのために伊勢神宮がございましたので、ずっと度会郡の方に栽培していらっしゃるところがございます。そいつをひとつやろうということで、調べましたら、菰野町というのはマコモの原っぱだったから菰野と言うのだそうでございますし、それから皆さんがお好きなお酒は、こもかぶりと申します。あの「こも」はマコモでございます。下の方は非常におもしろい食感をしております。こいつをひとつ三重県でやろうと。

そうしましたら、これもやはり静岡大学の先生が研究をなさっておりまして、その生理活性を、先般は来ていただいて講演をしていただいたりして、とにかく三重県の食品の中から何とか食品の素材になり、かつ機能性がある食品にしたいなと。

マコモなんかは、伊勢神宮といわく因縁故事来歴をつかまえて、ストーリーを作って三重県の何とか観光資源の一つにしたいなというふうなこともしております。三重県産業振興会は、そうやって頑張っておりますので、どうかひとつご理解賜りますようお願い申し上げます。どうも貴重な時間、ありがとうございました。

日沖座長 どうも貴重な専門的な見地からのご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、これからもご指導いただけますよう、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

2 三重県養鶏協会

日沖座長 それでは、続きまして、三重県養鶏協会様にお願いをいたしたいというふうに思いますが、まず始めさせていただきます前に、大変申し訳ないんですが、団体さんも幾つかご希望をいただいております、制限時間というものを設けさせていただきます。制限時間は30分となっております、その時間内に団体さんからの意見表明と委員からの確認の質問などへのお答えを願いたいというふうに思っております。

なお、当方に対する質問につきましては、質問形式でご意見をいただいておりますものもたくさんあるわけなんですけれども、今、骨子案を示させていただいて、これからまだ案をつくっていくという段階でございますので、まだ他にもパブリックコメントということで、県民の皆さん方からもご意見を頂戴しておるということもございまして、後日ご意見に対する議会としての考え方とあわせて、ホームページ上でお示しすることに基本的になっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

ただ、これからのご意見をいただいた中で、お互いの確認なりというような場

面で、必要であればやりとりをさせていただくこともあるかも知れませんが、臨機応変にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。本日は、どうも、お忙しい中をご協力いただきまして、ありがとうございます。早速ですけれども、どうぞ、ご意見をいただきますように、よろしくお願いいたします。

三重県養鶏協会（以下「養鶏協会」という。） よろしくお願いたします。三重県養鶏団体の三重県養鶏協会のモリでございます。本日は、三重県の食の安全・安心の確保に関する条例骨子案の制定につきまして、私ども養鶏団体もこのような場をいただきまして、まことにありがとうございます。私どもは、三重県の養鶏協会会員、今59名だと思っておりますが、それだけの鶏卵生産者がおります。私ども養鶏鶏卵生産者は、安全な卵を安く安定して生産し供給しておりますことは、皆さんご存じのとおりと思っております。

それで、この意見書に入らせてもらいます前に、少し業界の説明をさせていただきたいと思っております。卵は、物価の優等生と言われておりますが、時代に合った価格形成をできないものは、決して優等生ではないと私どもは思っております。この栄養バランスの良い安い卵をもっと消費していただきたいと、このように思うものでございます。

日本の卵がどれだけ安いかということで、皆さんに封筒の中に資料を入れさせていただきました。1つは、11月25日号の私どもの業界紙、鶏鳴新聞に出ています農林水産省の資料のコピーでございます。鶏卵の産出額は、このような金額になっておるということございまして、ただ、昭和50年代は全国で約200万トン余りの卵でございましたけれども、近年では250、60万トンの卵の総生産額でこの金額であるということから、卵の値段は、出荷額からいけば約半分ぐらいになっておると想定されると思っております。

もう1枚の11月15日の新聞を見ていただきますと、世界の主要都市の卵価が出ております。それには、東京を100にした場合のそれぞれの指数が出ております。仮にニューヨークであれば139と。これを見ていただきますと、日本の卵がいかに安く生産、販売されているかということがよく分かっていただけたと思っております。これをもって、日本の鶏卵の自給率が95、6%を維持している、畜産物の中でも特別自給の高いものであるということ、皆さんに家庭で食べていただいております卵は、ほとんど全部国産であるということ、ご安心いただきたいと思っております。我々養鶏産業におる者が、血のにじむ努力で安全、安価な鶏卵を安定して生産、供給しているということをご認識いただきたいと思っております。

また、三重県の鶏卵生産量は、県内消費量の2倍程の生産をしております、近隣他府県への出荷も行っておる次第でございます。

次に、鶏卵生産者には、小規模の生産農家が多数あるわけでございますけれども、鶏卵の安全については、飼料安全法、薬事法等において行政指導されまして、実行しているわけでございます。しかし、生き物から生まれた自然のものでありまして、ゼロリスクというわけにはいかないわけでありまして、10年程前に、報

道関係でよく騒がれましたサルモネラ問題も、生産農場の衛生管理の再確認をした上で、養鶏団体では、消費者の方又は鶏卵の材料を扱う加工者の方々へ鶏卵の取扱についてお願いをやってまいったわけでございます。その結果、事故が大変減少したということも事実でございます。

それには、こういうパンフレットがあると思いますけれども、反対側の中身のところに統計的な数字が出ておりまして、1996年から約10年間で5分の1といいますが、6分の1くらいまで減少させてきたという経緯がございます。

すべての農林水産物に言えることと思いますが、取扱方を間違えると事故につながる危険があると思います。特に、栄養の高い食品であればある程取扱に注意が必要と考えます。安心して食べていただくためには、安全な取扱を啓蒙していただけるよう条例をお願いしたいと思っております。

次に、養鶏業界では、平成16年に、鳥インフルエンザ発生の時に、発生地30キロ以内の養鶏場の鶏卵出荷自粛の指示が国から出ました。その時に出荷済みの鶏卵も自主回収した経緯があります。それが報道されまして、全国の卵が売れなくなり、大変な風評被害を受けた苦い経験がございます。鶏卵の出荷自粛は、鶏病、鳥インフルエンザの蔓延を防ぐための処置でありまして、その健康に何ら問題のないことだったわけですが、その後、行政の方々の絶大なご支援によりまして、回収の要求が無くなったわけでございます。

また、農林水産業を営む者は、食品工業と異なりまして、小規模で自然に左右されるということでもあります。ポジティブリスト制度など、クリアしなきゃならない問題点等はございますが、安心・安全な食材生産のためには、監視・監督だけでは十分ではないと思っております。多くの機会を設け、生産者自体に法律制度の制定、追加、変更等をきめ細かく知らしめまして、啓発することが大変必要だと思っております。

本条例が、私どものような生産農家と大規模でコンプライアンスの部門を専門に置けるような食品会社と同一の運営でやっていったのでは、大変難しいと感じておる次第でございます。

本日は、参加いたしました養鶏生産者代表が、それぞれの意見を述べさせていただきますけれども、このへんを十分ご理解いただきまして、ご検討の材料にしていただきたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

日沖座長 引き続き、お願いいたします。

養鶏協会 それでは、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」に係る意見書を、4名で分担して読ませていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目、なぜ、何の目的で、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の制定が必要であるかということです。三重県議会ホームページに掲載されておりますように、食の安全・安心に関する法令は整備されていると理解しております。法令に不備があるならば補足があればよいと思うのですが、ご説明をお願いいたします。三重県の安心・安全な農林水産物や食品の生産・販売を啓発するものであれば賛成したいと思っております。以上でございます。

養鶏協会 続きまして、説明させていただきます。三重県養鶏協会の出口と申します。

2「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」の文面についての意見「前文」物流の拡大や食品製造技術の開発が有害物質による食品汚染を拡大しているとは考えられない。前文としては内容が複雑で、わかりやすく簡素にならないでしょうか。

「総則 6 県民の役割」県民が努める、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策とは？ 基本的施策の二 県民の参加等の1、2の条項と理解すればよろしいか。

「基本的施策 一 安全・安心の推進 2 監視指導体制の強化」 「……食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査は……」は、県で一貫した指導、検査体制をしいてもらえますか？養鶏業界は、家畜保健衛生所の適切且つ熱心な指導の下で安全、安心、安価な鶏卵を安定して生産・販売を行っておりますが、家畜保健衛生所の条例に基づく検査料は高く、民間検査所へ移行していく生産者も増えております。

このような状況で一貫した指導、検査体制は整うのでしょうか。又、食品等の生産から販売までは指導機関が異なり、「……食品等の生産から販売に至る行程の必要な各段階において、監視、指導、検査その他」となるのではないのでしょうか。

「8 認証制度」 「人と自然にやさしい、みえの安心食材表示制度」の認証と制度を統一をして頂きたい。鶏卵も本年4月から「みえの安心食材」の認証を受け付けて頂けるよう準備が進んでおりますが、農林水産物の認証制度の認定・運営については本条例の制度運営とみえの安心食材の制度運営を統一して頂きたい。以上です。

養鶏協会 続きまして、「安全・安心の確保に関する措置 1 安全な農林水産物の供給」なぜ、農林水産物だけですか？食品の諸問題は、加工食品で多く問題になっております。

「2 出荷・販売の禁止、5 立入検査、6 措置勧告」について、なぜ、農林水産物だけですか？農林水産物に限定すれば、加工食品については安全・安心の確保のための供給である出荷・販売、立入検査、措置勧告の規定はないこととなります。

「3 自主回収の報告」(1) の後ろの方ですけれども、「……規則に定める食品等」とは何の規則を指すのですか？

「4 回収に係る指導等」自主回収の報告の全てを公表するということは、風評被害につながり、小規模農業生産者においては経営の継続を危ぶまれることにつながります。ならば、小規模生産者などの経営立て直しなどの十分な配慮が必要ではないですか。

「5 立入検査」調査時の検査員証とその提示、犯罪捜査と無関係などの規定が必要ではないですか？

次、「 附属機関」その中の「 2 組織等」検討会議の委員の任期の規定は必要でないでしょうか。

養鶏協会 3、本条例制定の主旨は、三重県民が安全・安心な農林水産物、加工食品を食べられるよう、そして安定した供給ができるよう、且つ、食品産業が発展し、地産地消を推進することにあると考えたいと思います。

ならば、このような監視、監督というような条例ではなく、安全な農林水産物、食品を生産、供給できるように指導し、啓発する条例にして頂きたい。そして、地産地消が奨励され、生産者、消費者ともに同じ県民が豊かで、温かい心でお付き合いできるような条例の制定にご配慮頂きたいと要望します。

そして、今後よく検討いただき、最初、モリが申しましたように、加工食品と違いまして、卵というのは、生き物から生まれたゼロリスクでないわけですから、そこらへんをよくご理解いただき、物価の優等生である卵をつくっている零細農家を守り、生き残れるようご配慮をお願いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

最後に、私が付け加えさせてもらいましたけれども、これは切にそういうことを零細農家としてお願いしたいと。卵は物価の優等生とって、みんなに喜んでいただいていますけれども、その物価の優等生が本当に一生懸命生き残れる三重県にしていだきたいということをお願いします。

日沖座長 ありがとうございます。他に何か追加で述べていただくようなことはございますか。

養鶏協会 今回、この条例はこれ理解しがたい内容なんですよね、こういう文章に慣れておりませんので。これが煮詰まってきて、ある程度方向性が決まりましたら、また一部の委員さんで結構ですので、具体的にこういうことですよという説明を、我々小規模の経営の集まりですので、そういう専門知識も余り持ち合わせておりませんので、ご説明をいただくと非常にありがたいのですが、よろしく願いいたします。

日沖座長 また検討させていただきます。それでは、委員側の方から何か確認なり、質問なり、只今のご意見に対しましてございましたら、いかがですか。

途中で一言、申し訳ないんですが、昨日も5団体さんから聴取させていただいて、今日も6団体さんに来ていただいてお世話になっておるんですが、やはり骨子案をご覧いただいた感触として、農林水産業だけをという、業者、加工食品はどうなんやという感触を、どうも養鶏協会さんの方も、他の団体さんも、先程の食品産業振興会さんもそういう感触を言われたんですが、我々も決して、特定のところを狙ったとか、そういうことでは勿論なくて、去年のああいう事象もございました反省も含めながら、あらゆる食品を対象に県内で生産されるものについては加工食品、農林水産物も全てのものを対象に県内の産物の食品については、製造業者も行政も勿論、県民の皆さん方の意識も含めながら、お互い気を付け合

って信頼できる安心して消費していただくものということで、育てるようなルールづくりをしていきましょう、お互いそういうことを目標に進め、ルールづくりをしましょうというもとに言っておるんですが、実は、つくってくる経過の中で、上位法の食品衛生法なんかで規制されて、そこで何らかのリスク管理が行われておる分については、その法律で対象になってきますもので、そこから足らん分の農林水産物の上位法で引っかけた分で出荷という部分については、食品衛生法なんかで規定がされていないもので、より三重県の産物の信頼性を高めるために、そこまで出荷というところも、書面にはそういうふうには書いていないけれども、信頼性を高めるためにやりましょうよ、気をつけていきましょうよ、お互いに、という考え方でいっておるもので、上の法律でツーカーにされておるものについては、あえて出てこないもので、結局こういうふうなとられ方になってしまっただけ。我々も実はそういうふうには、あまりとられると不本意な面もあって、色々表現の仕方とか相談もしておったんですけども、なかなか条例というものをきちっと必要な部分を書いていくとこういうふうになってしまっただけで、勿論、仰られるように、加工品も含めて全てが我々は同じことではございますので、ただ、必要なものを変えていくと、上位法で管理されておるものを除いていくと、こういうふうになっておるということですので。今、これが答えということじゃないですけども、そういうことでこうなってきたおるということ、ご承知おきだけでもいただきたいなという思いは実はあるんです。

自主回収とか回収に係る指導という部分については、勿論明確にできないんですけども、加工食品も勿論対象になってきますし、上位法で漏れてくる部分については、できる限り県の裁量の中でやれるものはやっただけということではございまして、そのへん、我々も色々な団体さんから確かに、1次産業ばかりに偏っているじゃないかという、ましてや、ペナルティーの部分で農林水産物というふうには書いてあるじゃないかということ、仰られる団体さんは、たくさん実はあって、なかなか我々もそこは本意ではございませんもので、答えではないんですけども、ちょっとご承知おきだけでもいただければなと思ひまして、発言させてもらったんですが。

養鶏協会 条例にも先程仰いました自主回収というのがありますよね。自主回収する内容にも、要するに昨年あった色々な赤福さんも含めて、会社の営利のためにやったことによる自主回収と、これもあってはならんのですが、うっかりミスによる回収というのもあるわけなんですよ。これもミスはミスですので、それは会社の利益のために動いた形による回収じゃなくて、実は私も回収したことがあるんですけど、例えばパックにつける日付、これは何かの勘違いで打ち間違えも起こり得るわけなんですよ。これは会社の営利の目的、日付をごまかすという意味じゃなくて、月の変わり目にちょっとカウント間違えとか、そういうことも人間ですから起こり得る。それを防止するような方策はその後講じたわけなんですけども、人間の数え方として、ミスも起こってそれを出荷してしまったと。それも自主回収ですわね。ですから、回収する内容にも色々あると思うんですよ。

ただ、それを公にされると、大手さんはまだ耐えられる力があるかも分かりま

せんが、我々みたいな零細企業ですと、それが一発公表されたら、それを回収することは、消費者に対してご迷惑かけているわけですから回収するという行為はいいと思うんですが、それがイコール取引停止になって、これで潰される、ましてや新聞広告に載せろという量販店の要請があれば、それにお金を使う、そこへ使った上に取引まで停止になったら、もう終わりになってしまうわけですね。そこへ輪をかけてこの条例で公表されてしまったら、潰れる以外に道がないような状況になりかねませんので、先程仰ったように、消費者の皆さんと信頼を構築するのに使う条例であってほしいわけですよ。足を引っ張るものになってしまったら、何のための条例であるかということが崩壊してしまうような気がするので、自主回収をしないような形になるというのも、またいけないことだと思いますので、そのへんのうまく運用できるような方向を考えていただけるとありがたいなと思うんですが。

日沖座長 そのへんについては、今後まだこれからよく検討させてもらいたいというふうに、細かい部分については思います。

養鶏協会 今、宮田も言いましたので、ちょっとだぶるんですけども、1つは、先程聞かせてもらっていましたが、インターネットでこういうふうな答えを出すとされていたんですけども、やはり文章は非常に複雑なことです。これはやはり一部の議員でもよろしいし、県の方でもよろしいし、会って話をして、できれば詰めていただきたいと。

そうしないと、ある日突然、この条例でこうですよと言われてまして、先程の公表のことでちょっと言いますと、僕は実は日本卵業協会の理事で全国に出ています。日本卵業協会の問題になってくるのは何か。今、宮田が言いましたように、実は、日の打ち間違いで、これをちゃんと保健所に届けて公表した県があるんです。そうした場合何が起こったか。起こったということは、実はスーパーさんが謝罪広告を出せと。5大紙に出しました。それが1,200万円かかりました。これが実に3つ事例が全国であります。

それで今、日本卵業協会でも、これは一応厚労省なりに言って、こういうことを何とかしてもらわないと、零細業者が、はっきり言って、1,200万円を新聞広告に出したら、倒産してしまいますと。それで、なおかつまだ、1,200万円出して、その後続けてもらえればいい。それで首を切られる。

現実、関西でもあったのが、謝罪広告を出せと言われて、ある鶏卵問屋さんがもうやめました。うちは取引はよろしいわと。そういう事例が全国にあるんです。

そうなので、先程から僕がそういうことも言っていますので、この公表については、別にやってもらってもいいと思うんです。そうだけれども、今言ったうっかりミスのようなことでそれをやられると全然分からない。今度はスーパーさんがそれを逆手にとって、やれと言ってくるわけです。僕らの業界はスーパーさんには非常に弱い業界でして、正直な話、そういうことがありますと、もう明日から持ってこなくていいよと言われると非常に困るなど。そこらへんもよく考えていただきたい。

先程私が言いましたように、何としても農畜産物です。そこらへんがよくあるんです。工業製品は1足す1が2になります。鶏は、くしゃっとくしゃみをしたら、10羽おっても卵は減るんです。そこらへんを、自然との調和ということもよく考えていただいて、それだから、一遍こういうのでやったよ、インターネットでこうやれというのではなくして、一遍業界の代表と話して、そこらへんをよく詰めていただいてやっていただけたらありがたいなと、このように思います。

日沖座長 今、即答でお答えというわけにはいかないんですが、お答えもさせていただきますので。

養鶏協会 先程の農林水産物の問題について、上位法のお話をされましたけれども、たくさんのところから質問があるというご意見でございますけれども、ということは、大変難しい問題だということなので、当然上位法におけるところの罰則とかというものを二重に科せられるというのは問題でしょうけれども、運用上やはり必要なところは管理していく方法はないんでしょうかね。

要するに、この部分は農林水産物だけだぞという話ではなしに、加工等全部入れられるような方法はできないんでしょうかね。というのは、これだけ読んだときに分かりにくいでしょう。だから質問が多いと思うし、我々も質問させてもらったわけですが、だから、この中で分かりよいように何とか。

日沖座長 書き方とか表現の仕方とか。

養鶏協会 も含めてですね。やはり必要なものを除外しなきゃならんというのはないと思うんですね、物の考えとして。ただ、法的な順序もあるでしょうけれども。それだけご意見として。

日沖座長 委員側の方から何か。もう時間になりますけれども、確認してもらっておくことはございませんか、よろしいですか。

限られた時間で申し訳ございませんが、色々ご意見を頂戴いたしましたので、また協議をさせていただきますので、できるだけ反映させるようにしていただいておりますので、本日は、どうもお忙しい中、ありがとうございました。また、これから色々よろしく願います。ありがとうございました。

3 三重県農薬商業協同組合、三重県肥料商業組合

日沖座長 それでは、続きましては、三重県農薬商業協同組合様と三重県肥料商業組合様に合同してご参加をいただいておりますので、ご意見をこれから頂戴してまいりますけれども、本日は、どうもお忙しい中を、この機会に快くご参加いただきまして、またご意見を頂戴できるということで、ありがとうございます。

ご意見を頂戴させていただく前にお断りさせていただくんですけれども、団体

さんも幾つかご参加をいただいています、制限時間というものを設けさせていただいて本当に申し訳ないんですけども、制限時間30分となっております、その時間内に賜ります意見をいただいて、そしてご意見をいただいたことに対しまして委員から質問なり確認なりがございましたら、それに対してお答えをいただきたいということで、進めさせていただいてまいります。

当方いただきます質問につきましては、まだ我々も骨子案を示させていただいて、これから検討もあることですので、明確なお答えというのは、また後程ということで控えさせていただいて、後日ご意見に対する議会としての考え方とあわせて、ホームページ上でお示しすることになっておりますので、基本的な部分だけご了解いただきたいと思います。ただ、お互いの確認とかいう意味で、やり取りはその都度臨機応変に必要な部分はさせていただく場合もありますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それでは、恐れ入りますが、ご意見の方をよろしく願いいたします。

三重県農薬商業協同組合、三重県肥料商業組合(以下「組合」という。) それでは、三重県農薬商業協同組合、中村理事長でございます。それから、三重県肥料商業組合の加藤理事長でございます。私は、両組合の専務理事をしております上野でございます。私の方から中心に説明させていただきます。

まず、三重県農薬商業組合ですけれども、農薬の三重県での販売量というのか、シェア、これは農協さんと私の方で供給しておりますわけですけれども、約50%の供給をさせてもらっております。肥料につきましては、これは系統さんの方がずっと多くて、20%ちょっとというのが肥料組合の供給量でございます。私の方の農薬、これはあくまでも品目ですけれども、毎年うちの組合で扱っている品目というのは1,100から1,000点ぐらい、これが20年間大体変化なしに来ております。

昭和63年、20年ぐらい前ですと、その中に毒物が25、それから少し普通物より高い農薬ですけれども、これが288、あとが普通物と。これが10年後の平成9年では、毒物は14になっております。それから、これが去年では9つに。今は全農薬の80%以上が普通物と、こういう形でうちの扱う、それから組合での扱い品目になっておるのが現状でございます。

簡単に、こういうふうな形の中で両組合の現状を話させていただきましたんですけども、時間もございますので、この骨子案に関する意見書を述べさせていただきます。

まず、皆さんのお手元にお配りさせていただきましたように、骨子全体については、県民の健康の保護並びに安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与するという認識、またこれはごもっともでございます、これに対して基本的には賛同するものでございます。しかし、ここに取り上げておりますように、前文の(4)それから総則の3の(3)それから の基本的施策の一の6など、加工食品の今回の問題が主体に趣旨として上げられておるにもかかわらず、 の安心・安全の確保に関する措置の項、特に1、2の項については、農業者というものが偏り過ぎて上げられておるのではないだろうかというふうに思っております。

それと、2番といたしまして、農薬肥料につきましては、平成16年5月、それ以降いろいろ省令、条例等は出ておるわけですが、平成18年には、食品衛生法も改正されまして、ポジティブリストの施行、またこれによりまして農薬の一律基準というのが決められたことによりまして、農薬の飛散防止とドリフト問題ということであったわけですが、それとやはり農作業の補完、トレーサビリティ、これなんか平成16年から18年にかけて、農薬肥料というものにつきましては、非常に農業者にとっては大変なことと同時に、困ったな、こんなので農業ができるのかなというぐらいの問題が業界には出たわけでございます。

それに対しまして、県のご指導機関のご努力、また関係者、私たちも色々現場の農家と、こういうふうにすることによって安全な安心な食品ができて、そして消費者の手に届くのだと。だからということで、ここ1年、平成19年から、農薬肥料についてこういう問題はなくなりまして、やっと安心・安全が地に着いたと思うときに、この条例がまた出たというふうなこと、これがせめて1年半ぐらい前に出て、そして県の指導の後押しとしていただいていたならば、非常にありがたかったんじゃないかという感じを持っております。

それから、これは特にうちの業界ということではないんですけれども、食の安全・安心というものには、やはり食の安定供給というのが非常に重要ではないか。安全・安心の大事なことというのは、まず食べるものが安定してあること、そして食品に、今度の条例もそうですけれども、食品について確かな情報がついておるといふこと、そしてその食品に対する悪影響等を色々な形でリスクで考えていくと、これが食品の安心・安全というものの根本をなすものじゃないかと。

その中で、今例えばロシアをはじめ数カ国が輸出制限と、もう食料がないというように聞いております。食料戦争、小麦は1年余りの間でシカゴで3.3倍に上がっています。こういうときに、やはりこの基本法の中に食の安定的な供給という文が全然ないというのはおかしいんじゃないか。そういうふうにしていただいたらと、こういうことで書かせていただきました。これが今の全体でのご意見でございます。続けてもよろしいですね。

日沖座長 はい、お願いします。

組合 2番目に骨子案に対する疑問点と改正案で、まず、前文の(3) これを見せてもらおうと、少し意味が色々な形にとれ過ぎて、そしてこの前文の中には必要がないんじゃないかということで、削除されたらというふうな意見でございます。例えば、国際化によりまして、その物流によって日本は食が豊かになっておるはずで、自給率が40%切れておるんですから。ですけれども、やはり国際化があれば、BSEの問題とか、それは色々ございます。

また、新たな食品製造技術がここにあまりよくないように書いてあります。これによってインスタントの食品なり色々な形の中で食の新しい形というのができてきておるはずで、そういうものをこの行だけで表すというのは、これは困難ではないかと、こういうふうなことで削除されたらというふうな考えます。

それから、2番目といたしまして、総則の2の(3)この項の「安全に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材」という項があるわけですが、これはこの項の前に肥料、農薬、飼料等ということで、生産資材をあげているわけです。ここで肥料も農薬も農林水産資材だと思いますけれども、なぜもう一遍ここに重複してあげなければならないのか。特にそれ程、今、農業の農薬なり肥料に問題が出ているのかと。恐らく、食品の色々問題が出たと思いますけれども、ゼロとは申しませんが、この一、二年、農薬による県内での問題はそうないはずでございますけれども、ここで重複して書く必要は毛頭ないのではないかと。

特に、ここで、後でのご意見の中でも出させていただきますけれども、後では農薬が先に来ているのに、ここだけは肥料が先。一遍お伺いしたいんですけれども、肥料は環境という問題では多少問題がございます。それと食品の安心・安全というのに、肥料がどういうふうな形で安心・安全の阻害要因として関与しているのかというのが、もし上げられた場合のご意見としてあれば、私の方としては、聞かせていただきたいなと思います。

次に、3番です。の5の(4)と、この最後のところに、食品関連業者は、事業活動に関し、県が実施する云々の最後に、積極的に協力する責務があると、こういうふうに書いていただいております。

現に、2、3年前からでも、県のこれは施策じゃないですけれども、目標なり色々な中で、農薬、肥料は30%節減するのを目標とするという形で文書が出されていますし、色々指導も受けています。それが責務だと言われると、やはり30%の業者は死んでいかなければならぬわけです。できたら、できるだけの協力はいたしますけれども、協力するというふうに直していただきたい、かように思います。

それから、4番目としまして、の2の(2)の中に、「販売が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認されたあとでなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。」禁止された農産物を出荷するチャンスは、これは無理です。疑いのあるというところは、どういうふうなものなのですかと。この疑いというのは、理屈で申し訳ないですけれども、普通、全部疑いで決められておるはずで、ミカンの箱から1個出して、1個調べて、この箱はだめですというふうに、それは皆、承知するわけですが、それだって、その中に入っておる40個は疑いだけです。

それと同じで、疑いがあるというのを拡大解釈されると、どこまでも広がっていくおそれがあるというふうな懸念もございます。できたら、このところは、「食品関連業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売が禁止された食品等はその安全性が確認されるまでは販売してはならない」というふうに訂正をお願いいたします。というのは、ここで言うもう一つの出荷という言葉、出荷というのは、これは畑からとって、うちまで持ってくるのが出荷か、やはり畑から持ってきて市場まで届けたのが出荷か。普通、販売はそれに値段がついて売られてからの販売です。それは消費者に届くということがあり得るわけですから、これは禁止されるのは当たり前です。食品衛生法とか色々の中でも、この出

荷という言葉は出てきていないんですけれども、三重県の条例には出荷というのが出てくるんですけれども、そのへんを含めまして、「出荷」という言葉も抜いていただいた方がよいのではないかということで、この4番をそのように訂正していただきたいということで、出させていただきます。

それから、次、この骨子案に対する質疑と要望を出させてもらっております。

質疑としまして、1つは、の2の(3)で、食品関連業者は県内の業者のみを対象にしているのか、これは全然関係ないところは関係ないと思いますけれども、ある程度関係のある県外業者も含んでいるのか、そのへんを少しはっきりしていただきたい。

それから、2番目として、の措置のところですが、食品関連業者の、これは先程申しました出荷ということですので、これはここに書いてあるとおり、さっき申し出いたしましたので、ここでは省略いたします。

3番目として、の2の(2)、安全性の確認された後とあるが、その確認は誰が行い、どのような機関でなければならないのかということ、これをはっきりしていただきたい。

それから、4番目といたしまして、の3の(1)のに掲げられてあります健康への悪影響の未然防止又はという中の食品というのは、どのような食品を指すのですか。

それから、5番目に、の3の(2)にございます直接に県民に販売することを主として営む者ということがここに掲げられてございますけれども、これは具体的にはどういうふうな事業者であるか教えていただきたい。以上が質疑でございます。あと、要望もよろしいですか。

日沖座長 全部一通りお願いします。

組合 それでは、あつかましく要望の方も上げてまいりました。まず、1つ目に、安全・安心な食品提供の根源をなす農業者の実態と援助ということで、今、農業者の現実の中へ入ってみると大変でございます。後を続けていこうというような農家が、10人のうちに何人あるかというのが現状でございます。

ここに書かせていただいたのは、見ていただければ結構ですけれども、例えば今年の稲作農家の、これは全国平均ですけれども、時給は258円です。それで農業が続けられるか。あと、後継者の問題もここにも書かせてもらっておりますけれども、こういうふうな安全・安心なものをつくって、そして消費者に喜んでいただくということは、やはり農業者が元気であって、前向きであるということがまず重要ではないか、そういうことで、三重県独自の農業を助けていくような施策をお願いできないかということが第一でございます。

第2番目には、勿論私の方も、今日も午前中、農薬と肥料の、特に今日は安心・安全ですけれども、研修会もつんでおったわけです。色々使ってもらっていく上に実際に対面した人ということが大事だろうと、こういうことでやっておりますけれども、これは一つの例ですけれども、現実には農薬のラベルを読んで使ってくださいと。これは色々の方法の指導、全部そういうような形で書かれております。

ですけれども、現実、若い人でも見にくいですけれども、上にありますお年寄り中心の人らが老眼鏡をかけても見にくいような形の中で、やはりこの安心・安全を守っていきこうということであれば、それぞれの、今冒頭に申しました毒物、劇物というのは非常に減ってはおりますけれども、そういうものを売ったり使ってもらったりするときには、やはり本当にその人との会話の中で使ってもらえるような指導体制というのが必要じゃないかと。

これは何も県だけではなくて、あとの経済連さんも含めて、私たちも含めての話になろうと思えますけれども、現実には、県の指導体制も弱体しておるということは申しませんが、減っています。農協さんも合併によって営農指導員さんは減っております。特に営農指導員さんじゃなくて、今までは農協の所長さんなんか、営農指導員さんの出ですもので、いろいろ農家の人にこういうふうな問題は相談してご指導なさっていたんですけれども、農協合併という大きな中でこういうものも極端に減っていますので、そのへんもご理解をお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、やはりさっきも冒頭をお願いしましたけれども、肥料というものがどれ程安心・安全の中に入っておるのかということ。農薬につきましても、適正に使っている農薬というものが非常に食品としては安全である。無農薬が安全だと、これはやはりカビがついておったら毒ですし、色々の形の中でそういうことを、やはり県民、消費者の皆さんに理解していただくような啓蒙活動を県としてお願いいたしたい。

安全な食料、それからきれいなもの、例えば中国ではまだ生野菜を食べません。だけれども、我が国で生野菜を食べられるのは、化成肥料というのが普及したからこそ、生野菜が現実に消費者の手に渡っているわけです。農薬にしても、今年米が53万トン余るということですから、このように食が本当に年がら年中食べられるようになったのは、それは農薬だけの力とは申しませんが、農薬の力があつたら、前段で話させてもらったような色々の形の中でそれを守り、使用基準が国から示されているものを守り、そしてやってきた野菜、農産物というものを、やはり消費者の皆さんに理解していただくということ、これが私たちが申しますと、身勝手なことを言うと、こういうことに当事者になりますので、できるだけそのへんをお願いいたしたいということで終わらせていただきます。ちょっと時間をオーバーして申し訳ありません。

日沖座長 ありがとうございます。丁寧に恐れ入ります。時間が大分来ておるんですけれども、もし委員側の方から何か確認なりお聴きされたいことがございましたら、もう少し。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。賜りましたご意見につきましては、また協議させていただきまして、これから検討させていただきたいと思っておりますので、どうも、お忙しい中、時間つくってくださいまして、ありがとうございました。お礼申し上げます。

4 三重県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会三重県本部

日沖座長 それでは、続きまして、三重県農業協同組合中央会様と全国農業協同組合連合会三重県本部様に合同してご参加をいただいております。お忙しい中、検討会に意見を持ってきてくださってありがとうございます。どうかよろしく願いたいと思いますが、まず、始めさせていただく前に、お断りだけさせていただくわけでございますけれども、意見をいただいております団体さんも幾つかございますので、申し訳ないんですが、制限時間というものを設けております。30分となっております、その時間内に意見表明と委員からの質問なり確認がございましたら、お答えをお願いしたいというふうに思っております。

なお、当方にいただきます質問につきましては、今骨子案を示させていただいて、まだまだこれから検討、協議も重ねていくということもございまして、後日ご意見に対する議会としての考え方とあわせて、ホームページ上でお示しすることになっておりますので、こういう形になっておりますので、基本的なことだけご了解をいただきたいと思っております。ただ、これからご意見をいただいて、またやりとりする中で、必要に応じて一部見解なりはお互いに述べさせていただくこともあるかと思っておりますので、臨機応変にさせていただきますので、よろしく願いたいというふうに思います。

それでは、早速お世話になります、どうぞお願いいたします。着席のまま進めさせていただきますので、お願いいたします。

三重県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。） ありがとうございます。こういう機会を与えていただきまして感謝いたします。中央会と全農三重県本部ということで、どちらかといいますと、「JAグループ全体としての意見としてお聴きいただければという風に思っています。

中身自体の中に少し入らせていただきます前に、前段部分で書かせていただいておりますが、今回のこういう県民のためのという考え方については、特に我々JAグループとしても、同じ立場であるという形であります。

2点目としましては、今回、県条例ということで、それぞれ各都道府県での指導基準に格差が生じるということが想定されると思っております。現在、かなり極めて厳しい県間産地間競争にさらされておりますので、県内の農業者にとってこれ以上のコストアップにならないように、ぜひともご配慮いただきたいということであります。

それから、地方公共団体への情報提供、県民への公表についても、このことが風評被害につながることもありますので、ぜひとも慎重に対応いただきたいということでもあります。

それからあと、前文の部分の中に、県としての地産地消、あるいは地物が一番という形で取り組んでおられますので、そういった文言も入れていただくということをご検討いただければというふうに思っております。これが全体の分です。

あと、中身に入らせていただきます前に、1つだけ確認をしたいんですけれども、この食品関連事業者という中に農家が含まれるのかどうなのかというのが、実は我々JAグループとしては一番大きな争点になってくるわけですが、

そのへんというのはどのように考えてみえるのでしょうか。

日沖座長 含まれますね。

中央会 含まれるという前提で。それでは、かなり範囲が広がるのかなというふうに思います。そういうことであれば、色々また言うことも多いわけですがけれども、まず定義の部分で、食品関連事業者という謳われかたをしております。(3)のところですね。この中に、規定の中でわざわざ食品等又は肥料、農薬と、こういう形で謳われていますけれども、理由及び説明のところにも書かせていただいておりますように、食品等というその前段の部分の中で、食品等というのは農林水産物が含まれるということが謳われておりますので、あえてもう一度この定義の(3)のところでも謳っていただく必要はないのかなと。食品等ということで含まれているのではないかという理解を、そういう考え方で修正していただけたらどうかというふうに思っております。

それから、2点目の自主基準の設定及び公開の促進というところでありますが、この部分、質問とも絡むわけですが、基準の設定及び公開、先程言われたように、それが農家まで及ぶということになれば、どういう基準でどういう形で公開するのか。現在、我々JAグループとしては、農家サイドに栽培履歴、あるいは実際には栽培履歴をつけるという形のを勧めておりますが、それでいいのかどうかということもやはり大事なことかなというふうに思って、質問という形でいいのかという形で書かせていただいております。

それから、安全・安心の確保に関する措置の部分でありますけれども、常に全体的にどこかの方が言っていました、農林水産物だけが特出しをされているような形がしておりますので、すべて食品等という形の謳い方でいいのではないかという整理であります。

特に1のところ、安全な農林産物の供給のところの肥料、農薬等と謳われておりますけれども、ここもやはり関係法令で定める基準に従い安全な食品等を生産供給しなければならないという程度でいいのではないかと。肥料、農薬、飼料及び動物用医薬品の使用については、現行の法律の中で、関係法令の中で十分定義がされているというか、規制がされていると。あえて定義で謳う必要はないのではないかという整理であります。

それから、出荷・販売の部分でありますけれども、ここにつきましても、食品等ということで一定の整理をしていただきたい。県産食品の供給拡大に寄与する意図からも、それともう1点は、ここで該当する疑いがあるものはと、こういう形になっておりますけれども、疑いという、そういうのは非常に不明瞭な気がいたします。何をもってということがありますので、この部分は削除していただければということで上げさせております。

それから、3の自主回収の報告というところでありますけれども、この部分では、1つは、規定の原文の中では、県内に事業所、事務所その他、こういう形で整理をされておりますけれども、県内には多種の食品が多様なルートを通じて流入をしておりますので、県外の食品関連事業者というのは、これだけを読むと除

かれるような感じがするわけですが、それはいかがなものなのかなと。やはり県外の食品関連事業者もきちっと含んでという整理がされるべきではないのかということでもあります。

それから、もう1点、自主回収というのをどういうことを想定されているのかということなんです。そこのところが1つ、自主回収と言うからには、それぞれの事業者が自らの判断で回収をするということで、ここはかなり温度差がありますので、その部分が少し気になるところであります。

それから、(2)の中で、先程も出ていましたけれども、直接県民に販売するというのは、どういうことなのかということで、これは質問として投げかけさせていただきたいというふうに思っています。

それから、4番の回収に係る指導等。先程も少し触れましたけれども、自主回収それぞれの事業者の中で何かがあって、判断をして、自ら回収しました。それを報告します。その報告を受けて、そのことをそれぞれ街頭に流すということでもありますけれども、そのことが不適切であれば、また指導いただくというような形で書かれていますが、自主回収そのものがきちっと定義がされていない中で、それに関する指導というのは、そこらへんはきちっとどういう場合のものかというのを整理していただく必要があるのではないかと。自主回収という自らが取り組むことにまで、どこまで指導されるのかということころは、少しこちらサイドとしては疑問に思っているところであります。

あと、立入調査なり措置勧告の部分につきましては、全て農林水産物と出ておりますので、このところは食品等という形での統一をいただければということでもあります。

あと、もう1枚で、A4のものをつけさせていただきます。これについては、特に文言の部分で少し意見として述べさせていただいております。総則についての部分、基本理念の「食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ」と、「高めるため」というところも、食品の安全性の確保のための措置を講じることは理解できるけれども、食品の安全性を高めるとはということかわかりづらいので、「講ぜられ」でいいのではないかと。

また、食品事業者の責務、第一義的というふうに言われていますが、「第」というのは、食品安全基本法の条文の中で、「一義的責任」と記載されているために、「第」は要らないんじゃないかと。ちょっと文言的な部分を少し意見として表明をさせていただいておりますので、そのへんもご配慮をいただければということでもあります。うちの方はこういうことですので、よろしく願います。

日沖座長 ありがとうございます。追加して何か述べていただくことがございましたら、よろしいですか。

そうしたら、色々ご指摘いただいておりますけれども、委員側の方からご確認なり、質問をいただくことがございましたら、よろしく願います。いかがですか。よろしいですか。今、見せていただいて、色々専門的見地からのご指摘もありますし、たくさんいただいておりますので、今すぐに聞きたいことが出てこないかもわかりませんが、特に、お立場から主張いただいておりますこと、ま

た追加してございましたら、いかがですか。

中央会 すぐには答えられないということのようなんですけれども、どこかのあれにもありましたけれども、農林水産物という形のものであったり、何回もうちの方も特にこだわっておるわけですが、このへんをあえて後段部分、そちらに触れられて言っているんですけれども、そのへんは何か意図があるんでしょうか。

日沖座長 農林水産物に偏ってとか、農林水産物ばかり取り上げてとか、そういうふうに解釈されがちな形に実は骨子案がなっておるということは、いろいろご指摘も多いところなんです。

色々法律なり類似する他の条例なり、恐らくお立場上触れられることが多いと思いますので、お詳しいと思いますので、なかなか我々もうまく説明できるかどうか分かりませんが、骨子案をつくっていく中で、他の団体さんにも申し上げた意見もあったんですが、食品衛生法なんかでリスク管理が規定されておって、そこで済んでいく部分というのは、加工食品なんかはそちらの上位法でも引っかかっていきますので、ただ、農林水産物については、出荷の禁止とかそういうものがございませんので、それを補足する形で出荷まで規定して、そして三重県産の食品の信頼性、信用度を高めていこうじゃないか、安心・安全度を高めていこうじゃないかという思いの中で、上位法にない部分を少しでも三重県は毅然とした形でやっているんだということにしていこうということで付けていった結果、そういうふうな。

本来は食品全般に、どちらに偏ったということじゃなしに、加工食品も農林水産物も当然全てなんですけれども、その上位法との兼ね合いで、上位法にない部分をつけ足してという条例でというふうにしていくうちに、そういうふうな形に確かにとられるような形になってしまっておるという感触はよくご指示いただくわけなんです。

中央会 我々として、農産物自体は、農薬については当然基準を守った形での、先程もありましたように、栽培履歴であったり、どういう形で今回のポジティブリストなんかも含めて、それを守る努力、きちとした法の中での栽培基準に基づいたものをつくり、提供していくという取組をしておるわけですね。

現実に色々起こっている問題というのは、どちらかという、大変失礼な言い方も分かりませんが、加工段階でというか、加工食品でのこのところの中国の農産物の話にしましても、加工食品の話が多いと思うわけですね。

そういう中で、我々も特に地場のものを、より近くのものを、生産者の顔の見えるものを食べていただく、そういう展開をさせていただいておる中で、こういった形で今言われたような、分からなくは無いですけれども、あえて特出しをしていただいて、縛り込むような、そういうのはちょっといかなものなのかなという、先程もちょっと言われていましたけれども、今、第1次産業、特に農業は厳しい状況の中で、我々はちょっとでも元気を出そうという形で、県内の中でもファーマーズマーケットなんかを中心に、顔の見えるものを一生懸命販売させ

ていただいている。特にこういう問題もあって、より消費が増えておるとい流れの中で、やはり安全性を当然追求しながらやらせていただいていますので、もう少しご検討いただければなというふうに思っています。

日沖座長 どうぞ。

全国農業協同組合連合会三重県本部(以下「全農三重県本部」という。) 全農三重県本部の中野と申します。よろしくお願いいたします。もう1点、ちょっと補足をさせていただきたいんですが、冒頭に中央会の葛西さんの方から、コストアップにつながるというお話をさせていただいて、それから、恐らくご認識はいただいていると思うんですが、現状を申し上げますと、今、関連事業者の中に農家が入る、入らんというのに私どもがこだわっているのは、実は農家も、言い方は悪いですが、大きく2つの出荷の形態をとられています。

1つは、私どもの系統、JAグループ、JAさんに出荷していただいて、それを私ども全農が販売をするルートで流されている農家の方がおみえになります。それともう一つは、私どもは個人で選別、個選と呼んでいますけれども、個人の方が直接市場へ持っていかれて販売されている。インターネットで個人から個人に売られている方もありますし、もっと大きなところは量販店さんと直接やられているところもある。2つのルートがあるわけなんです。関連事業者に農家が含まれるということになって、もし例えば残留農薬の問題で引っかかったとすると、残留の農薬の検査を当然行う必要がそれぞれの責任であるわけですが、これについても、今大体単品の検査は3万円とか5万円とかコストがかかるわけですね。

これを例えば何件出すか分かりませんが、恐らく私どもは過去も例はありますけれども、農協なり私ども全農が、そういう事案が発生しましたら、私どもの責任で私どものコストで行いますが、個人の方が出荷されている部分で、個人の農家の方にそれだけのコストが補えるのかというのが疑問があります。

それと、自主回収、これも非常に広範にわたっていますし、この部分の新聞告知をせよとか色々な問題があって、そういうコスト、それと運送のコストですよ、自主回収の。そういうコストが農家個人の方に耐えられるのかという問題が非常に現実としては厳しいんじゃないかと。そのへんも心配してコストアップということを書かせていただいていますので、そのへんをちょっとご認識いただければというふうに思います。

言い方が悪いですが、農協を通じて私ども全農へ出荷して下さった農家の方についての責任は、私どもの方で当然そのコストは被りますけれども、個選の方については、私どもの外の部分にみえる方なので、その部分についても当然含まれるというお話が、イメージとして非常に大きな話だなというふうに感じています。以上です。

日沖座長 何か聞いていただいておりますか。今の賜りました意見については、また後々協議もさせていただいてまいりますけれども、この条例によっ

て極端な不当な不利益を被るような心配もいただいたもので、細部についてはそのへんも含めながら、まだまだこれから我々も検討していかなければなりませんので、いただきましたご意見は真摯にまた協議の中で進めていくと思っております。

舟橋委員 確かにお気持ちはよく分かります。赤福のかたきを俺らで討つなよと。

ただ、最初出たときには前文が無かったんですよ。いかにも食の安全・安心を高らかに謳いながら、農産物にばかりにえらく厳しいじゃないかという話がありまして、ただ、先程座長も言いましたように、食品衛生法だとかJAS法だとか、もう既に加工食品だとか、餅菓子とかああいう結構色々な面で厳しく国が法律を決めているわけですね。

だから、その部分で縛られてしまうと我々は条例で拾い切れへんところがあるので、農産物だけ特出しふうになってしまったらまずいねということで、前文を起こして、前文の(4)がそれを意図しておるんです。

ただ、これだけでは、今日の4団体の方々はみんな同じように、農産物、農産物と言われましたので、この表記は変えないと、絶対これは誤解のままで終わっていくなというのが十分分かった感じがします。

ただ、回収に大変だと。例えば新聞発表の話が出ました。さっき、鶏卵さんは、4紙で載せたら1,200万円かかって廃業したというお話も聞かせていただきましたけれども、確かにネガティブに考えたら考えただけ、とんでもないことになってくるんですけれども、逆に、認証制度をもう少し拡大して、三重県の農産物はこれだけ気を付けて安全で安心なものですよというPRに使えるようなポジティブな発想でできないのかなと思うんですけれども。

リスク管理をする立場としては、こういう危険性があるじゃないか。これはどうしてくれるんだとかという話は分かるんですけれども、できれば、せっかくい農産物を発信するための手段に出来ないかなとは思いますが、そこらへんのところのご所見はいかがでしょうか。

中央会 そういう面では、三重の安心食材という制度があって、それも広めさせていただいていますし、そういう取組もしているわけですから、この県条例でそれでどうということには。言われることはよく分かりますけれども、それですぐどうだということにはなりにくいのかな。それよりも、そういう今の高らかに謳っていただいている安心食材制度に我々の方も当然乗っていくというスタンスでいきますけれども、それをもっともっと広げていただく。

先程冒頭にも言いましたように、地物一番の日じゃないですけれども、地産地消という部分をもっと前面に出てきてもいいのかなというような気はしております。

全農三重県本部 舟橋先生は、農業問題は当然お詳しいのであれなんですけれども、先程申し上げましたけれども、あくまでも例えば去年の秋に私どもは、あきたこまちの異臭問題というのがありまして、お騒がせして申し訳なかったのですが、これもあくまで私ども全農を通じて出荷している分について問題があったので、

一番問題なのは個人でピーツーピーというか、ネットでやられている方とか、直販でやられている方であり、この方々も当然入るわけですね、私ども農水の方からも業務改善命令もいただいていますので、当然このレベルのことはしていますし、する必要があると思っていますのであれなのですが。本当に心配なのは、そういう農家の方です。そういう農家の方によって風評被害が起こって、私どもまで影響してくることを一番心配しています。ご理解いただきたいと思います。コストがかかります。

それから J A S 法と食品衛生法の部分をできたら分けて考えていただいた方が認識としてはいいのかなと感じます。J A S 法は農林水産省で管轄で、食品衛生法は厚生労働省で、指導なり私どもの感じでは温度差があると思ってまして、今後は一本化になるのであればそれは良いのですが、J A S 法と食品衛生法の観点で申しますと若干温度差がありますので、その辺も分けて考えていただけたらと思います。

末松委員 今言われたように、J A S 法と食品衛生法について、専門の方や執行部の方に聴けば聴くほど、分けて考えよと言われる。この条例つくるまでも、しっかり分けて考えていくうちに消費者側からすると、表示の仕方とかあって分けて考えるからこそ溝があり、その溝を埋めていこうと話し合いをした結果、こういうふうになった結果なので。ご意見を賜った中で、そこをもう一回しっかりと、検討していかないといけないと改めて感じました。個人的な感想で申し訳ありませんが。

日沖座長 更にございませんか。よろしいですが。本当にありがとうございました。踏まえまして協議させていただきたいと思っておりますので、本日はありがとうございました。

それでは、以上で今日予定しております聴取は終了いたしました。本日の検討会はこれで閉会とさせていただきます。

以上